

諮問番号：諮問第 184 号

答申番号：答申第 184 号

答申書

第 1 審査会の結論

飯塚市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 63 条の規定に基づく費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分のうち、令和元年 12 月分から令和 2 年 9 月分までの費用返還決定の取消しを求めるとともに（審査請求の趣旨①）、令和 2 年 10 月分から同年 12 月分までの医療費用返還の 3 割を超える部分についての取消しを求めるもので（審査請求の趣旨②）、その理由は次のとおりである。

- (1) 審査請求人は、令和元年 12 月 31 日に死亡した審査請求人の父（以下「父」という。）の遺産相続人として、令和 2 年 9 月に遺産相続金 17,516,440 円を相続したとして処分庁から本件処分を受けた。

処分庁は、本件処分の理由を、「遺産相続金 17,516,440 円の内、既に支給した令和元年 12 月 31 日から令和 2 年 12 月分までの生活保護費に 1,943,235 円の過払が生じて」おり、「上記過払額 1,943,235 円が生活保護法第 63 条に基づく返還の対象となる」ためとしている。

しかし、父の死亡後、同人の相続人の間で、すぐには遺産分割の協議は行われず、これが成立したのは、父の死亡から約 9 か月が経過した令和 2 年 10 月である。その間、審査請求人は資力がある状況でなかったといえる。そのため、本件は、法第 63 条の「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当しない。

よって、本件処分のうち令和元年 12 月分から令和 2 年 9 月分の費用返還決定は、

法第 63 条の規定に違反しており違法である（審査請求の趣旨①）。

- (2) 父が令和元年 12 月 31 日に死亡したことは事実であるが、審査請求人が、実際に、父の相続財産を受領することが可能となったのは、遺産分割協議が行われた令和 2 年 10 月よりも後のことである。

相続開始により、相続人が被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することは、弁明書にあるとおりであるが、遺産分割未了のままである限り、相続人は、遺産につき権利行使を行うことは認められない。

したがって、令和元年 12 月分から令和 2 年 9 月分までの生活保護費の受給について、審査請求人は何ら非難されるものではなく、この分についての費用返還決定は、認められない。

- (3) 遺産分割協議の成立後の令和 2 年 10 月分から令和 2 年 12 月分の返還すべき金額を保護の実施機関が定めるにあたっては、医療費の 10 割負担が審査請求人に与える負担を考慮すべきである。よって、医療費については、10 割負担での返還でなく、国民健康保険の場合の 3 割の返還とすべきである（審査請求の趣旨②）。

なお、上記の趣旨②は、令和元年 12 月分から令和 2 年 9 月分について、尚更にあたるものであるが、これについても審査請求の趣旨①の理由（ただし、同趣旨の一部である医療費の 7 割分に関する。）となる。すなわち、この期間においては、審査請求人は、生活保護費を受給することにより生活が成り立っていたものであり医療扶助についても同様であったところ、この期間に係る医療費の返還割合を 10 割負担での返還とされることになると、やむなく生活保護を受給したことが、通常は、3 割負担によることができることと対比し、審査請求人に不利益に作用することとなり、不合理である。

- (4) 令和元年 12 月分から令和 2 年 12 月分までの間の医療扶助部分のうち、費用の返還を求められることが相当である部分は、国民健康保険による場合に負担すべきである 3 割相当部分に限られる。

なぜならば、上記のうち、3 割を超える部分については、審査請求人が、仮に生活保護を受給しておらず、国民健康保険に加入していた場合は、負担を求められなかったはずのものであり、生活費の困窮により、やむなく、生活保護の受給を行っていたことをもって、10 割負担として費用の返還を求められることになるのならば、このような相続開始後遺産分割協議前で遺産の配分がなされていない状況において

生活保護を受給することを断念せざるを得ないこととなり兼ねないが、このことは、生活保護制度の趣旨に反するからである。

すなわち、相続が開始した場合であっても、実際に遺産分割協議が成立するまでの間は、各相続人は、自らの法定相続分といえども、これを実際に取得し、処分することはできないのであるが（純粋な可分債権については、当該相続人の法定相続分に関する分に関して、各相続人が、遺産分割協議を経ることなく、当然に取得することができる」とされるが、この理は、預貯金債権については該たらないとされている。最高裁平成 28 年 12 月 19 日大法廷判決）、それにもかかわらず、この間に受給した医療扶助に関する費用の償還が、国民健康保険に加入している場合の 3 割ではなく 10 割ということになれば、相続開始後遺産分割協議未了の間、その者がいかに生活に困窮しているとしても、生活保護を受給することを躊躇し、断念せざるを得ないことになりかねない。

これに対し、弁明書のように、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 6 条第 9 号の規定を形式的にあてはめ、法による保護を受けている世帯に属する者を、国民健康保険の被保険者としないとされていることをもって、返還分を 10 割全とすることは、上述のとおり、不当である。

上記国民健康保険法の規定の趣旨は、生活保護を受給する者については、国民健康保険の被保険者としなかったことによって、国民健康保険料（税）の負担を免れさせるとともに、これらの者が医療を受けた場合であっても 3 割の負担をさせられないための定めであって、本件のような場合の返還の割合を、10 割とすることに趣旨があるわけではない。

相続開始後遺産分割協議前に相続人が受給した生活保護費について、返還を求めらるか否か、返還を求める場合のその内容、額については、生活保護法の趣旨と当該返還を検討されている費用の具体的内容、受給・返還請求に至る経緯、受給者の状況等を総合的に勘案して判断されるべきものであるところ、本件においては、少なくとも医療扶助部分全額の返還を求めることは不当であって、裁量を逸脱し、あるいは濫用するものである。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法令及び「生活保護問答集について」（平成 21 年 3 月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）に沿って適正に行われたも

のであり、違法又は不当な点は認められない。よって、本件審査請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点は、処分庁が審査請求人に対して本件処分を行うに当たって、父の死亡日である令和元年12月31日を資力の発生時点としたこと及び医療扶助費の全額を返還対象としたことが、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国の通知等に沿った適正なものであるかという点にあるので、以下判断する。

(1) 資力の発生時点等について

ア 審査請求人は、遺産分割の協議が成立したのは父の死亡から約9か月が経過した令和2年10月であり、その間、審査請求人は資力のある状況でなかったといえることから、父の死亡日である令和元年12月31日を資力の発生時点とすべきではない旨主張している。

問答集問第13-6の答の(2)では、被保護者が財産を相続することとなったが相続人が多数のため遺産分割手続に期日を要した場合の法第63条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点は、相続は死亡によって開始され、相続人は相続開始の時から被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継するもの（民法第882条、第896条）とされており、また、共同相続人は、協議によって遺産の分割をすることができ、その効力は相続開始のときに遡って生ずること（同法第909条）とされていることから、被相続人の死亡時と解すべきとされている。

本件についてみると、被相続人である父が亡くなったのは令和元年12月31日であることが認められる。また、審査請求人は、父の死亡により、取得財産の価額から相続税を差し引いた17,516,440円を得たことが認められる。

よって、処分庁が、被相続人である父の死亡日である令和元年12月31日を資力の発生時点としたことについて、違法又は不当な点はない。

イ 上記のとおり、資力の発生時点は父の死亡日である令和元年12月31日と認められる。また、審査請求人は、令和3年1月1日付けで保護を停止されている。そして、処分庁は審査請求人について令和元年12月31日から令和2年12月までの間に扶助額として少なくとも1,943,235円を負担したことが認められる。

したがって、審査請求人が父の死亡により17,516,440円を得たことにも鑑みれ

ば、処分庁が 1,943,235 円全額を返還額として決定したことについて、違法又は不当な点はない。

(2) 医療扶助費の全額を返還対象としたことについて

審査請求人は、医療扶助費の返還について、10 割負担での返還でなく、国民健康保険の場合の 3 割の返還とすべきである旨主張している。

しかし、法による保護を受けている者は、国民健康保険の被保険者にはなれないものとされているところ（国民健康保険法第 6 条第 9 号）、審査請求人は、令和元年 12 月 31 日から令和 3 年 1 月 1 日付けの保護停止までの間において、法による被保護者であったため、国民健康保険の被保険者にはなり得ず、国民健康保険を利用することはできないので、保険者に医療費の負担を求めることはありえない。そうすると、審査請求人は、現実に医療扶助を受けた医療費 10 割相当分を利得したというべきである（東京地裁平成 29 年 9 月 21 日判決・判例時報 2396 号 3 頁参照）。

したがって、審査請求人の主張を採用することはできない。

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、本件審査請求は理由がないので、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 45 条第 2 項の規定により、棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 4 年 11 月 25 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 5 年 1 月 18 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、父の死亡日である令和元年 12 月 31 日を法第 63 条に基づく費用返還請求の対象となる資力の発生時点とすべきではない旨主張している。しかしながら、民法の相続に関する各規定によれば、相続は、死亡によって開始する（第 882 条）とされ、相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継する（第 896 条本文）とされている。また、相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する（第 898 条）とされており、共同相続人は、いつでも、その協議で、遺産の全部又は一部の分割をすることができ（第 907 条第 1 項）、遺産の分割は、相続開始の時にさかのぼって効力を生ずる（第 909 条本文）とされている。このような民法の規定を踏まえ、

問答集問第 13-6 の答の(2)では、法第 63 条に基づく費用返還の対象となる資力の発生時点は、被相続人の死亡時と解すべきであり、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について返還請求の対象とすることとなるとされている。

したがって、被相続人である父の死亡日である令和元年 12 月 31 日を資力の発生時点とし、令和元年 12 月 31 日から令和 2 年 12 月までの間に支給した保護費を返還の対象とした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

また、審査請求人は、医療扶助費の返還について、10 割負担での返還でなく、国民健康保険の場合の 3 割の返還とすべきである旨主張しているが、国民健康保険法第 6 条第 9 号により、法による保護を受けている者は、国民健康保険の被保険者にはなれないものとされていることから、審査請求人は、現実に医療扶助を受けた医療費 10 割相当分を利得したというべきであり、この点についての審査請求人の主張を採用することはできない。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないので、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第 1 のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第 3 部会

委員 岡 本 博 志

委員 牛 島 加 代

委員 小 山 雅千子